

令和 7 年 2 月 14 日

令和 7 年 第 2 回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和7年第2回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和7年2月14日（金曜日）午後2時00分～午後3時08分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7会議室

3. 出席委員 1番 岡田博史（教育長）

2番 岩田圭子

3番 藤宮志津子

4番 鈴木一徳

5番 新庄涼子

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

教育部長 田口茂夫

教育部参事兼
教育指導課長 石田玲奈

教育総務課長
兼学校施設更新等担当課長 加藤泰正

新校開設担当
課長 大野祐司

指導担当課長 俵宗次郎

青少年課長 越中洋

生涯学習課長 岩野秀夫

中央公民館長 伊藤智

中央図書館長 浴靖子

6. 書記

庶務係長 長瀬由美子

主事 濱仲あかね

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 2 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 4 第 3 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 5 第 2 号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 第 6 第 3 号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程
- 第 7 第 4 号議案 教育財産の取得の申出について
- 第 8 第 5 号議案 東大和市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則
- 第 9 第 6 号議案 東大和市学校産業医の委嘱について
- 第 10 第 7 号議案 東大和市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則
- 第 11 第 8 号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則を廃止する規則
- 第 12 第 9 号議案 東大和市立公民館処務規則
- 第 13 その他報告事項 (1) 令和 6 年度小・中学校卒業式告辞について
(2) 「第三次東大和市子ども読書活動推進計画令和 5 年度実施状況報告書」について

◎開会の辞

○岡田教育長 皆さん、こんにちは。

ただいまから、令和7年第2回東大和市教育委員会定例会を開催します。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○岡田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、岩田委員にお願いします。

○岩田委員 分かりました。

◎日程第2 教育長諸務報告

○岡田教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。資料を御覧ください。

1月21日火曜日、東京都中学校美術教育研究大会に出席しました。

1月22日水曜日、東京都市教育長会定例会に出席しました。

同日、東京都教育委員会と東京都市教育長会との連絡会に出席しました。

1月23日木曜日、教育委員会定例会に出席しました。

1月25日土曜日、避難所体験訓練に出席しました。こちらは第八小学校で避難所体験訓練が行われまして、八小の児童の皆さんも避難所における様々な体験をして、その中には煙体験もあり、また消火活動等も体験していました。

同日、国際交流講演会in東大和に出席しました。こちらは、講師として、ドイツ出身のラジオDJ等で御活躍をされているサッシャさん、また、東進ハイスクールで英語の講師をされていて文部科学省の委員もされています安河内さん、こちらのお2人から御講演をいただきまして、今後の国際交流の在り方等について御講演をいただき、大変参考となるお話で、今後の学校教育にも生かせるようなお話をしました。特に、安河内さんからは、本市の中学校の子供たちにもすぐに活用できるような「おかゆの法則」というものを教えていただきまして、「お」は大きく、「か」は簡単に、「ゆ」はゆっくり英語を話すというようなお話も伺いました。

同日、東大和市駅周辺の拠点形成に向けた駅前まちづくりイベントに出席しました。

同日、全日本年金者組合東大和支部第10回作品展＆特別展示を鑑賞しました。

1月26日日曜日、東大和ヒトみらいトークに出席しました。

同日、東京ワイルズ、プロアイスホッケーの試合を観戦しました。

1月28日火曜日、令和6年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価に関する学識経験者説明会に出席しました。こちらは、令和5年度の教育委員会の取組等について学識経験者の方から評価をいただくのですが、その学識経験者の方への説明会になります。また、今後、その評価をしていただくための会が設けられることになっています。

1月31日金曜日、令和6年度第1回総合教育会議に出席しました。こちらは、教育委員の皆様も参加していただきました。今後の公共施設再編に向けて、新しい学校はどのような在り方であつたらよいかというテーマでお話をいただきました。

同日、令和6年度東大和市児童・生徒表彰式に出席しました。今年度も多くの児童・生徒の皆さんのがスポーツや文化芸術、人助けなど、様々な分野で活躍をされていて、その表彰を行いました。子供たちも大変すてきな笑顔で参加をしていただき、自分の活躍をきちんと全員の前で発表して今後も頑張っていきたいというような意欲も表現されていました。

2月3日月曜日、副校長会に出席しました。

同日、教育委員懇談会に出席しました。

2月4日火曜日、薬物乱用防止ポスター表彰者の市長表敬訪問に出席をしました。こちらは第五中学校の生徒が、昨年度に続き今年度においても薬物乱用防止ポスターの東京都選考に入賞いたしまして、市長に表敬訪問をされました。

2月5日水曜日、青少年問題協議会に出席しました。

2月6日木曜日、校長会役員会に出席しました。

2月7日金曜日、東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会に出席しました。

教育長諸務報告が終わりました。ただいまの報告につきまして御質疑等がありましたら御発言をお願いします。

岩田委員、お願いします。

○岩田委員 1月31日に行われた児童・生徒の表彰式は、今年度は何人の方が対象になられたのですか。

○岡田教育長 児童・生徒は個人で10人であったと思います。団体は1団体で、第

一中学校の吹奏楽部でした。吹奏楽部は、東京都代表として東日本大会で銅賞を獲得しまして、表彰されました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

それでは、教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第2号報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第3、第2号報告 事務の臨時代理の承認については、人事案件があることから会議を非公開としたいと思いますが、これに賛成の委員の举手を求めます。

(举手全員)

○岡田教育長 賛成者は全員、よって会議は非公開とします。

さらに、本案の会議録及び会議資料の取扱いにつきましてお諮りします。本案の会議録及び会議資料につきましても非公開としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、そのように取扱いします。

ここで関係者以外の退場を求めます。

(一部執行部退場)

(この間非公開)

○岡田教育長 ここで会議の非公開を解きます。退場者の入場を認めます。

(一部執行部入場)

◎日程第4 第3号報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第4、第3号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。報告の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました、第3号報告、事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件につきましては、審査請求人が令和5年12月19日に提起した審査請求に対し、令和6年12月26日付の東大和市情報公開・個人情報保護審査会からの答申を踏まえ採決するに当たり、速やかに対応する必要がありましたことから、令和7年2月12日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会定例会にて御報告し、御承認をお願いするものであります。

それでは、内容について御説明申し上げます。

裁決書の1ページを御覧ください。

初めに、主文を、本件審査請求を棄却するとするものであります。

次に、事案の概要についてでありますが、令和5年10月25日付で、教育委員会が行った部分公開決定に対しまして、原処分に対して不服があるとして審査請求の提出があったものです。

2ページを御覧ください。

次に、審査請求人と処分庁である教育委員会の主張の要旨はそれぞれ記載のとおりで、審査請求人は、部分公開決定の取消しを求め、処分庁は、審査請求の棄却を求めるものであります。

次に、裁決の理由としましては、本件審査請求に関する教育委員会の判断は、東大和市情報公開・個人情報保護審査会からの令和6年12月26日付の答申と同様であるとし、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり採決したものであります。

なお、東大和市情報公開・個人情報保護審査会における審理の内容については、参考資料の答申書に記載のとおりでありますが、答申書の5ページに記載があります審査会からの付言として、処分庁である教育委員会の情報公開制度に対する判断の整合性を疑われないように留意するよう要望があることや、審査会の直前に弁明書や諮詢書を訂正したことに対し、一層適切な事務に努めるよう求めがあることにつきましては、教育委員会事務局職員一同、真摯に受け止め、適切な事務執行に努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。御質疑があれば御発言をお願いします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了します。

お諮りします。

第3号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第5 第2号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部 を改正する規則

○岡田教育長 日程第5、第2号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則、本件を議題に供します。議案の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました、第2号議案、東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、令和7年4月1日付組織改正に伴い、新たに「担当部長」が設置されることに加え、「中央公民館」が「生涯学習課」に変更されるとともに、市長部局が定める規則等の規定と整合を図るなど、各条文の規定を整理したことから、本規定の一部を改正するものであります。

それでは、内容につきまして、議案資料の新旧対照表で御説明させていただきます。

新旧対照表の2ページを御覧ください。

初めに、第2条は「組織」の規定ですが、同条第1項の生涯学習課における「生涯学習係」と「スポーツ推進係」をそれぞれ削除するものであります。

次に、同条第2項第1号中、「東大和市立公民館及び」を削り、同項第3号中「東大和市立郷土博物館」を「東大和市立公民館及び東大和市立郷土博物館」に改めるものです。

3 ページを御覧ください。

次に、3 条は「部長等の職」の規定ですが、同条第 2 項を第 3 項に改め、新たに、第 2 項として、「部に担当部長として教育指導担当部長を置く。」を加えるものであります。

次に、第 8 条は、「職責」の規定ですが、同条第 1 項中、「指揮監督するとともに」を「指揮監督して、所管業務の円滑な遂行に努めるとともに」に改め、同条第 2 項から第 10 項中、必要に応じて所要の改正を加えるとともに、第 3 項から第 11 項にそれぞれ繰下げ、第 2 項に、「担当部長」の職責を追加するものです。

6 ページを御覧ください。

次に、第 9 条は、「事務分掌」の規定ですが、第 1 項、教育総務課における学務係の項中、第 4 号を庶務係の事務と整理することから削除し、第 5 号から第 10 号を第 4 号から第 9 号にそれぞれ繰上げるものです。

8 ページを御覧ください。

次に、生涯学習課の事務分掌につきましては、組織改正に伴い削除するものです。

10 ページを御覧ください。

次に、第 11 条は「教育長の決裁事案」の規定ですが、同条第 1 項第 2 号に、組織改正に伴う所要の改正を加えるとともに、事務的整理により同項第 8 号及び第 9 号を削除し、第 10 号及び第 11 号を第 8 号及び第 9 号にそれぞれ繰上げるものです。

11 ページを御覧ください。

次に、組織改正に伴い、第 12 条の見出し及び同条第 1 項の「部長」を「部長等」に改め、同条第 2 項の「参事、」を削るものであります。

次に、第 14 条は「事案の代決」の規定ですが、同条第 1 項及び第 2 項において、組織改正に伴う所要の改正を加え、同条第 4 項に、課長及び主管係長が不在のときは、主管部長が課長の専決事案を代決する規定を加えるものです。

18 ページを御覧ください。

別表第 1 中、「部長の専決事項」を「部長等の専決事項」に改めるものです。

22 ページを御覧ください。

別表2、支出負担行為の欄中、「部長」を「部長等」に改めるものです。

25ページを御覧ください。

同表備考5の項中「部長決裁」の次に「又は担当部長決裁」を加え、同表備考中、6の項を削除し、7の項と8の項を6の項と7の項とするものであります。

恐れ入りますが18ページにお戻りください。

最後に、附則ですが、本規則の施行日を令和7年4月1日とするものであります。

以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。御質疑があれば御発言をお願いします。

こちらについては、組織改正に伴う規則の一部を改正するものになります。よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

お諮りします。

第2号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第6 第3号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

○岡田教育長 日程第6、第3号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程、本件を議題に供します。議案の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました、第3号議案、東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、令和7年4月1日付、組織改正に伴い、現在、中央公民館で管理する公印について、管守者を変更するとともに、市長部局が定める規則等の規定と整合を図るなど各条文の規定を整理したことから本規程の一部を改正するものであ

ります。

それでは、内容につきまして、議案資料の新旧対照表で御説明をさせていただきます。

新旧対照表の2ページを御覧ください。

初めに、第8条は、新たに、代理審査を規定することから「管守者の任務」の規定を削除し、第9条を第8条とするものであります。

次に、第10条第1項中「照合」と「審査」に改め文言を整理するものであります。

3ページを御覧ください。

次に、同条第2項中、「前項の規定により照合」を「管守者は、前項の審査」に、「管守者は、当該文書に明瞭かつ正確に公印を押印するとともに、決裁済みの書類の押印済み」を「審査済み」に改め、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め第6項とし、同条第2項の次に第3項として、代理の審査規定を、第4項並びに第5項に、職員が遵守すべき所要の規定をそれぞれ新たに追加し、第10条は第9条、第11条を第10条にそれぞれ繰上げるものであります。

4ページを御覧ください。

次に、第12条第3項中、「第10条第1項及び第2項」を「第9条第1項から第5項まで」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とするものであります。

10ページを御覧ください。

次に、別表第1の11、12、13、11ページになりますが、26の項中、管守者の欄の「館長」を「生涯学習課長」に改めるものです。

9ページにお戻りください。

最後に、附則でありますが、本規程の施行日を令和7年4月1日とするものであります。

以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。御質疑があれば御発言をお願いします。

こちらもよろしかったですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 質疑を終了します。

お諮りします。

第3号議案 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第7 第4号議案 教育財産の取得の申出について

○岡田教育長 日程第7、第4号議案 教育財産の取得の申出について、本件を議題に供します。議案の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました、第4号議案、教育財産の取得の申出についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

現在、令和6年第11回教育委員会定例会で御報告しましたとおり、東大和市立第七小学校と第九小学校の統合新校建設に向けて、設計・施工一括発注公募型プロポーザルを再実施しているところです。

ここで、令和7年度以降、統合新校建設に係る設計及び工事等、具体的に事業を進めるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、東大和市長に対して教育財産の取得について申し出るものであります。

議案資料を御覧ください。

1の取得財産につきましては、建物です。

2の位置につきましては、現在の市立第七小学校の所在地である、東大和市芋窪5丁目1171番地です。

3の構造につきましては、鉄筋コンクリート造でございます。

4の取得期限につきましては、統合新校の供用開始を令和12年4月1日を予定しておりますことから、令和12年3月末としております。

5の取得理由につきましては、第七小学校と第九小学校の統合による新校開設のためです。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。御質疑があれば御発言をお願いします。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

お諮りします。

第4号議案 教育財産の取得の申出について、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第8 第5号議案 東大和市学校給食センター運営委員会規則 の一部を改正する規則

○岡田教育長 日程第8、第5号議案 東大和市学校給食センター運営委員会規則

の一部を改正する規則、本件を議題に供します。議案の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました、第5号議案、東大和市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、東大和市学校給食センター運営委員会を構成する委員の選出区分、並びに人数など、所要の改正を行うものであります。

東大和市学校給食センター運営委員会につきましては、40人以内をもって組織することとなっており、現在、市立小・中学校長とPTA会長等は全校から各1名とするなど、合計34人を任命または委嘱しております。

今後の委員会運営をより円滑なものとするとともに、学校長やPTA会長等の負担軽減を図るため、委員会を構成する人数等を見直すものです。

それでは、内容につきまして、議案資料の新旧対照表で御説明させていただきます。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

初めに、第2条は「組織」の規定でありますが、委員の構成人数を「40人以内」から「12人以内」に改めるものであります。

次に、第3条は「委員及び任期」の規定でありますが、第1項、委員の選出区分並びに人数につきまして、

第1号は、市立小学校長を「2人以内」に、
第2号は、市立中学校長を「1人」に、
第3号は、「又は市立小学校保護者代表」を加え「2人以内」に、
第4号は、「又は市立中学校保護者代表」を加え「1人」に、
第5号は、学校医を「1人」に、
第6号は、東京都多摩立川保健所職員を「1人」に、
第7号は、学識経験者を「1人」に、
第8号は、その他教育委員会において適當と認める者を「3人以内」に、それぞれ改めるものであります。

2ページを御覧ください。

次に、同条第2項は、「前項第5号及び第7号の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、「再任を妨げない。」を「前項第1号から第4号まで及び第8号の委員の任期は1年とし、同項第5号から第7号までの委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」に改めるものであります。

次に、同条第3項を第4項とし、新たに、第3項として再任の規定を追加するものであります。

3ページを御覧ください。

附則といたしまして、第1項は、施行日を令和7年4月1日とするものとし、ただし、第3項の規定は公布の日から施行するものであります。

第2項、第3項は、経過措置の規定であります。

第2項は規則を施行し、人数等の変更後に令和7年度も引き続き委員となる者の任期について、現在、任期の規定がない委員及び任期中の委員いずれも令和7年6月30日までとするものであります。

第3項は、人数等の変更後に令和7年度は委員とならない者で、現在任期の定めがない委員については、令和7年3月31日に任期を満了させる規定です。

また、括弧書きで、「教育委員会が必要と認める者に限る。」と規定していますが、こちらにつきましては、令和7年第3回教育委員会定例会において、委員の解嘱に関する議案を上程する予定です。

なお、本規則の改正内容につきましては、令和6年12月16日開催の令和6年

度第3回東大和市学校給食センター運営委員会にて了承を得ております。

以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。御質疑があれば御発言をお願いします。

これまで東大和市では、全校の校長先生や保護者の代表が全員参加する運営委員会を実施していましたが、かなりコンパクトになりました。他市の運営委員会の状況はどうなのか分かれば教えてください。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 給食センター運営委員会の各市の構成状況について、委員の人数ですが、26市を見ますと、大体10人から15人で構成されており、半数の市がこの範囲に収まっています。

選出区分につきましては、校長先生や保護者の代表などは、どの市でもほぼ共通しており、大きな差異はありません。また、従前は、各学校の校長先生や保護者の代表に参加いただき幅広く意見を聞くという趣旨もあったかと思います。しかし、昨今におきましては、保護者の皆様の多様な働き方や、先生方の働き方改革の観点もあり、アンケートフォームやスマホを用いたアンケート調査など、新しいデジタル技術を活用して、幅広く意見を集めることが可能になったため、今回はこのような構成とさせていただきました。

以上です。

○岡田教育長 ありがとうございます。他は御発言ありますか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了します。

お諮りします。

第5号議案 東大和市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第9 第6号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について

○岡田教育長 日程第9、第6号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本

件を議題に供します。議案の説明をお願いします。

石田教育部参事。

○**石田教育部参事** ただいま議題となりました、第6号議案、東大和市立学校産業医の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、東大和市立学校職員労働安全衛生管理規則及び東大和市立学校衛生運営委員会設置要綱に基づき委嘱した東大和市立学校産業医2名、第一中学校産業医、市立学校衛生運営委員会産業医の任期満了に伴い、令和7年度の産業医について、新たに委嘱を行うものであります。御提案しました新たに委嘱する産業医の氏名等につきましては、現在委嘱している産業医と同様であり、お手元の資料に記載のとおりであります。任期でありますが、令和7年4月1日から令和8年3月31日までであります。

説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

○**岡田教育長** 説明が終わりました。御質疑があれば御発言をお願いします。

藤宮委員。

○**藤宮委員** お二人はどちらのお医者様ですか。

○**岡田教育長** 田口教育部長。

○**田口教育部長** まず、林先生につきましては、奈良橋にあります東大和市循環器科内科、野口先生につきましては、桜が丘にありますさくらこどもクリニックになります。

以上です。

○**藤宮委員** 分かりました。

○**岡田教育長** これまでと同様の学校産業医の方です。

ほかにはよろしいですか。

(発言する者なし)

○**岡田教育長** では、質疑を終了します。

お諮りします。

第6号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**岡田教育長** 御異議なしと認め、さよう決します。

**◎日程第10 第7号議案 東大和市スポーツ推進委員に関する規則
を廃止する規則**

**◎日程第11 第8号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規
則を廃止する規則**

○岡田教育長　日程第10、第7号議案　東大和市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則、日程第11、第8号議案　東大和市体育施設等に関する条例施行規則を廃止する規則、以上2件は関連がありますので一括して議題に供します。議案の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長　ただいま議題となりました、第7号議案、東大和市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則及び第8号議案　東大和市体育施設等に関する条例施行規則を廃止する規則につきましては、関連がありますので一括して提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

この度の市の組織改正によりまして、令和7年4月1日から、学校における体育に関する除く、スポーツに関する事務につきましては、市長が管理し、及び執行することとなります。

そのために、教育委員会規則として制定していますそれぞれの規則の廃止について御提案申し上げるものであります。内容につきまして御説明申し上げます。

第7号議案、東大和市スポーツ推進委員に関する規則を、第8号議案、東大和市体育施設等に関する条例施行規則を廃止するものであります。

附則につきましては、それぞれ規則の施行日を令和7年4月1日とするものであります。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長　説明が終わりました。御質疑があれば、御発言をお願いします。
(発言する者なし)

○岡田教育長　質疑を終了します。

お諮りします。

第7号議案　東大和市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

(発言する者なし)

○岡田教育長 引き続き、お諮りします。

第8号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則を廃止する規則、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第12 第9号議案 東大和市立公民館処務規則

○岡田教育長 日程第12、第9号議案 東大和市立公民館処務規則、本件を議題に供します。議案の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました、第9号議案、東大和市立公民館処務規則につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、令和7年4月1日に予定しております組織改正に伴いまして、事務分掌などを変更する必要が生じましたことから、東大和市立公民館処務規則を全部改正するものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は「趣旨」の規定で、東大和市立公民館の事務分掌、服務等について、必要な事項を定めています。

次に、第2条は、「係の設置」の規定で、第1項に、中央館に係として中央公民館を置き、第2項に、地区館に係として南街公民館、狭山公民館、蔵敷公民館及び上北台公民館を置くとしています。

次に、第3条は、「事務分掌」の規定で、第1号に中央公民館、第2号に南街公民館、狭山公民館、蔵敷公民館及び上北台公民館の事務分掌を定めています。

なお、今回の組織改正に伴い、第1号、中央公民館の事務分掌のうち、ケとして、学校施設の使用承認に関すること、また、シとして、生涯学習課の庶務に関するなどを新たに定めています。

次に、第4条は、「職員」の規定で、第1項第1号に館長、第2号にその他必

要な職員、第2項に係に主任を置くことができると定めています。

次に、第5条は、「館長の資格」の規定で、各館の長は、主査をもって充てると定めています。

次に、第6条は「職責」、第7条は「生涯学習課長の専決事案」、第8条は「中央館長及び地区館長の専決事案」、第9条は「事案の代決」の規定であります。

次に、第10条は「準用」の規定で、公民館における職員の服務及び文書の管理については、東大和市立教育委員会事務局処務規則の規定を準用するものであります。

次に、第11条は「委任」の規定で、この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長の承認を得て生涯学習課長が別に定める、としています。

附則ですが、施行日を令和7年4月1日とするものであります。

なお、本件につきましては、全部改正であります。新旧対照表を御配布していますので、御参考にしていただければと思います。

説明は以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。御質疑があれば御発言をお願いします。

1点確認です。第3条の(1)中央公民館のケ、学校施設の使用承認に関するについてですが、従前はどの部署で対応していましたか。また、学校に何か影響がありますか。

田口教育部長。

○田口教育部長 この学校施設の使用許可につきましては、従前は現生涯学習課のスポーツ推進係で実施をしています。内容につきましては、部署が変わるだけ大きな変更は予定しておりません。しかしながら、現在DXを進めている観点から、本年10月を目途に電子申請を導入する方向で検討を進めています。手続きの中身としては大きく変わりませんが、申請方法がより便利になることを目指しております。

以上です。

○岡田教育長 特に学校には大きな影響はありませんか。

田口教育部長。

○田口教育部長 基本的には大きな影響はありません。

以上です。

○岡田教育長 他にはいかがでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了します。

お諮りします。

第9号議案 東大和市立公民館処務規則、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第13 その他報告事項

○岡田教育長 日程第13、その他報告事項を行います。

報告事項（1）令和6年度小・中学校卒業式告辞について、本件の報告をお願いします。

俵指導担当課長。

○俵指導担当課長 その他報告事項（1）令和6年度小・中学校卒業式告辞について御報告します。配付資料その他報告（1）令和6年度東大和市立小学校告辞を御覧ください。

以前行われました第1回教育委員懇談会においてお示しした案から、委員の方々から様々な御意見を頂きまして修正しました。主な部分について御説明させていただきます。

小・中学校の共通の部分としまして、取り上げる言葉の後ろに、その解釈を説明したほうが分かりやすいのではないかという点と、新紙幣に選ばれたことについて記載をしたほうがよいのではないかというご意見がありました。それについて、括弧でくくられた言葉の後ろに記載をしています。

他の修正点としましては、小学校の告辞の2ページ目4行目の部分の「やらなければならないこともあります」のような表現につきまして、少しネガティブではないかとのご指摘を頂いておりました。このため、前向きな印象となるよう工夫しました。

続きまして、中学校の告辞について、こちらも暗い印象を与えるとの御

意見を頂きました。2ページ目7行目以降の段落、「こうした中では」からの部分について、前向きに受け止められるような表現にしております。

主な修正点については以上です。

本日、委員の皆様には、再度御確認をいただきまして、御意見を頂きたいと考えています。その御意見を踏まえて、教育委員会内で検討し、最終的に教育長の決裁をもって告辞を完了させたいと考えています。どうぞよろしくお願ひします。以上です。

○岡田教育長 報告が終わりました。御質疑があれば御発言をお願いします。

大きく変えたところについては、今説明があったところです。細かな変更点についても調整をしています。また、お読みになっていただいて、修正点があれば、お知らせしていただければと思います。

いかがでしょうか。

鈴木委員、お願ひします。

○鈴木委員 これは代案なしで、指摘だけになりますが、中学校の告辞の2ページ目6行目、「進んでいく未来は」という段落ですが、唐突な感じがするので初めに何か言葉が一言あったほうが良いと思います。例えば、前の案ですと「これから進んでいく未来は、グローバル化や情報化が進展し」と「これから」という言葉が入っています。その次の段落の初めが「これから」です。「これから新たな世界への」とこれからが並んでしまいますが、重複しても良ければ「これから進んでいく未来は」とするとつながりは良いと思います。

○岡田教育長 僕指導担当課長。

○僕指導担当課長 御指摘いただきました点について、言葉が並んでしまうところがあるので、唐突感がないように違う言葉がないかを検討の上、修正をしていきたいと思います。

○岡田教育長 ほかにいかがですか。

新庄委員。

○新庄委員 今、鈴木委員が指摘してくださった部分で、「進んでいく未来は」の前に何かあったほうがいいということで、「皆さんができる未来」や「今後、皆さんができる」など、何か生徒たちに対する呼び掛けの言葉が入ると良いかと思いました。

○岡田教育長 今の御意見を踏まえて俵指導担当課長のほうで、言葉の整理をしていただき、聞いていてすっと入ってくるような形で調整していくようにお願いします。

○俵指導担当課長 はい。

○岡田教育長 ほかにはいかがでしょうか。

岩田委員、お願いします。

○岩田委員 今の中学生の告辞の2ページ「他者と協働して課題を解決していく力が」について、「他者と協働」という言葉を聞くといろいろな文字を頭に思い浮かびます。この協働の意味として、分かりやすい言葉に置き換えたらいと思います。

○岡田教育長 協働という言葉について、こちらも検討させていただくということでおろしいでしょうか。

それでは、他にも何かありましたら、俵指導担当課長に御連絡を頂ければと思います。最終的には、教育長決裁をもって決定させていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

報告事項（2）「第三次東大和市子ども読書活動推進計画令和5年度実施状況報告書」について、本件の報告をお願いします。

浴中央図書館長。

○浴中央図書館長 その他報告（2）「第三次東大和市子ども読書活動推進計画令和5年度実施状況報告書」について、資料を基に御説明したいと思います。

第三次東大和市子ども読書活動推進計画は、令和5年度から令和9年度までの5か年を期間としていまして、令和5年度はこの初年度にあたりました。

本計画上の所管課及び関連施設等に対し、令和5年度中の取組状況等を調査した結果がまとめましたので、御報告いたします。

資料は表紙等を除き3ページ目以降を提示しています。こちらは、個々の事業の取組状況について、施策項目ごとの取組状況、目標、目標達成度評価、評価理由等を記載しています。

目標達成度につきましては、順調、おおむね順調、着手、未着手、中止、の5

段階としています。なお、保育課管轄事業については、施設により回答を様々寄せられましたので、類似の回答を集約した上で、回答施設数を括弧何施設と掲載をしています。

これらを総合してみると、令和5年度の目標達成度につきまして、各保育所、幼稚園等の保育課参画施設につきましては、目標を充実としていた事業のうち、順調、おおむね順調、着手という回答があつたものが 74%、目標を継続としていた事業のうち 78%が順調、おおむね順調、着手ということになりました。残りのおおむね 25%前後につきましては、未着手や中止、無回答ということあります。内容としましては、3、4ページ目の下半分に市立図書館等の利用の評価理由のところにありますが、「徒歩圏で利用できる図書館がない」、それから資料をおめくりいただいて9ページ、10ページ下半分のウ、関連機関との連携のところで、「0・1歳児のため図書館に行くことが難しい」や「コロナ禍以降、遠方への散策は控えている」などの回答があり、これが未着手であつたり、無回答というような内容です。

また、保育課管轄施設以外の施設、事業所、こちらには学校や図書館、公民館、児童館等が含まれますが、こちらにつきましては全ての項目について、順調、おおむね順調、着手との回答がありました。

今後につきましては、この調査によって明らかになった関係課による取組事例を基に、各課がさらに連携し、計画の推進へつなげていく必要があると考えています。

説明は以上です。

○岡田教育長 報告が終わりました。御質疑があれば御発言をお願いします。

保育課の所管のところの無回答というところが多いのは、回答がなかつたということですか。

○浴中央図書館長 そのとおりです。回答欄が、空白で返ってきたということです。実施していないから空白なのか、特にコメントがないから空白なのかという点については分かりません。対象となる施設数が多いことと、各施設の本来業務が多忙であることから、全てを確認することが困難でありましたので空白のまま書いています。

○岡田教育長 いかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 また、何かありましたら中央図書館長までお願いします。
では、質疑を終了します。

◎閉会の辞

○岡田教育長 以上をもちまして本日予定していました議事日程は全て終了しました。

これをもって、令和7年第2回東大和市教育委員会定例会を閉会します。
お疲れさまでした。

午後 3時08分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長

岡田 博史

会議録署名委員

岩田 玲子